

令和2年(2020年)3月2日

入室児童保護者 各位

青少年課長

学童保育室における新型コロナウイルス感染症対策について(お願い)

時下、皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より学童保育室の運営にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、既に学校から通知されたとおり、市内小学校が4月7日まで臨時休校となり、学童保育室の開室につきましては、当面の間は通知に記載しているとおりとなります。

学童保育室の利用にあたっては、感染症の予防を図るため、小学校の対応に準じて下記のとおり対応いたしますので、ご協力をお願いします。

なお、今後の運用につきましては、状況によって変更する可能性があり、その際は改めてお知らせいたします。

記

1. ご家庭での日常の健康観察について

ご家庭において、毎日の健康観察を行っていただき、次のいずれかの症状がないか確認をお願いします。

37.5℃以上の発熱 風邪の症状（ひどい咳や強いだるさがある）

※上記のいずれかの症状が確認された場合、学童保育室への入室をお断りします。

※学童保育室入室後に上記の症状が確認された場合、保護者へ連絡させていただくので、至急のお迎えをお願いします。

2. 「家庭健康観察記録票」の提示について

保育室への入室の際は、「家庭健康観察記録票」（学校で使用しているもの）を確認させていただきます。

※学校休業日(土曜日含む)に学童保育室を利用する際も「家庭健康観察記録票」を指導員へ提示してください。

※登室の際は、必ず保護者の方が玄関までお送りください。

※「家庭健康観察記録票」を忘れた方や、検温（体温測定）していない児童は、その場で検温し健康状態の確認後に入室していただきます。

3. 感染の流行を早期に終息させるための臨時休校となりますので、その趣旨をご理解いただき、可能な限りご自宅での保育にご協力をお願いいたします。

(問い合わせ)

青少年課 Tel 9 6 3 - 9 1 5 8 (直通)